

該事業年度において国庫に納付すべき金額の外、金庫の融通した資金の回収に際し、昭和二十四年度において代物弁済として受け入れた公債のうち、当該事業年度において償還を受けたものに相当する金額を国庫に納付しなければならぬ。

3 金庫の改正前の法第三條の規定による昭和二十五年分の国庫納付金の額は、金庫の融通した資金で当該事業年度において回収したものの中に、代物弁済として公債等を受け入れることにより回収したものがあるときは、同條の規定にかかわらず、同條の規定により納付すべき額から当該公債等のうち当該事業年度までに償還を受けないものの受入価額を控除した額とする。

4 金庫は、復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第二條及び改正前の法第三條の規定並びに第二項の規定による昭和二十五年分の国庫納付金を納付する場合において、その納付のための支出予算額がその納付すべき額に對し不足するときは、その不足額を昭和二十六年度において納付するものとする。

5 金庫は、その引き受けた農林債券で昭和二十五年以前に償還されたものに係る償還金に相当する金額を、昭和二十六年度において国庫に納付しなければならぬ。

6 復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三條但書中「第三條」の下に「又は復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百一十号）附則第二項及び第五項を加え、「回収金」を「国庫納付金」に改める。

關稅法の一部を改正する法律案
關稅法の一部を改正する法律案
關稅法（明治三十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一條 外國貨物ヲ積載セル船舶ハ稅關長ノ認許ヲ得タル場合ノ外積荷目録又ハ運送目録ヲ提出シタル後ニ非ザレバ貨物ノ積卸ヲ為スコトヲ得ず但シ旅客ノ携帶品及郵便物ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條中「稅關ニ届出ヅルニ非ザレバ」を「稅關長ノ特許ヲ受クルニ非ザレバ」に改める。

第二十六條第一項中「其ノ旨ヲ稅關ニ届出ヅベシ」を「稅關長ノ特許ヲ受ケベシ」に改める。

第三十二條本文中「又ハ輸入申告書ニハ仕入書」を「又ハ仕入書輸入申告書ニハ仕入書其ノ他ノ課稅價格ノ決定上必要ナル書類及船荷証券」に改め、同條但書中「仕入書」を「此等ノ書類」に改める。

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ收容シタル貨物ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ貨物ノ容積又ハ重量、收容期間等ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ敷料ヲ徴收ス

第四十八條中「費用及」の下に「第四十六條第二項」を加える。

第六十二條第一項中「稅關長ハ」の下に「其ノ請求ノ日ヨリ一箇月以内ニ」を加える。

第六十八條及び第六十九條を次のように改める。

第六十八條 第六十二條ノ稅關長ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ決定ノ日ヨリ一箇月以内ニ不服ノ事由ヲ具シ文書ヲ以テ大蔵大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十九條 前條ノ訴願ヲ審査セシムル為關稅訴願審査會ヲ置ク

審査會ハ會長及委員八人以内ヲ以テ組織ス

會長及委員ハ關係各庁ノ職員及學識經驗アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス

第七十條に次の一項を加える。

委員ハ自己ノ利害ニ關スル議事ニ參與スルコトヲ得ズ

第七十一條を削り、第七十二條中「了シ」の下に「決議ヲ為シ」を加え、同條を第七十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

第七十二條 第六十九條乃至前條ニ規定スルモノノ外審査會ノ組織及運営ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條を次のように改める。

第七十三條 大蔵大臣ハ第七十一條ノ決議ニ基キ訴願ヲ裁決ス

前項ノ大蔵大臣ノ裁決ニ對シ不服アル者ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第七十五條第三項中「別表輸入稅表第四百十二号第二項」を「別表輸入稅表第四百十二号第二項」に改め

稅表第四百二十号第二項」に改め

ハ犯則嫌疑者ノ置去リタル物件及前條ノ規定ニ依リ差出若ハ引渡ヲ受ケタル物件」を加える。

第八十六條ノ二を第八十六條ノ三とし、第八十六條ノ三を第八十六條ノ四とし、第八十六條の次に次の一條を加える。

第八十六條ノ二 稅關長ハ前條ノ規定ニ依リ領置シタル物件、帳簿、書類等ニシテ領置ノ必要ナキニ至リタルトキハ其ノ返還ヲ受ケベキ者ニ之ヲ還付スベシ

前項ノ規定ニ依リ還付セラレタル物件第八十五條ノ二ノ規定ニ依リ差出又ハ引渡ヲ受ケタル物件ナルトキハ当該物件ノ還付ヲ受ケタル者ハ物件ノ価額ノ百分ノ五ヲ超ニ百分ノ二十ヲ超ニザル額ノ報勞金ヲ拾得者ニ支拂フベシ但シ拾得ノ日ヨリ七日以内ニ遺失物法第一條第一項若ハ第十一條第一項、水難救護法第二十四條第一項又ハ本法第八十五條ノ二第一項ノ手續ヲ為サザリシ拾得者及公務上拾得シタル者ハ報勞金ヲ請求スルコトヲ得ズ

稅關長ハ第一項ノ規定ニ依リ物件ノ還付ヲ受ケベキ者ノ所在分明ナラザル為又ハ其ノ事由ニ依リ其ノ物件ヲ還付シ得ザル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ公告スベシ

前項ノ公告後六箇月以内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物件ハ国庫ニ帰屬ス

第一項ノ物件生活力ヲ有スル動植物ナルトキ、腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ物件ヲ害スル虞アルトキハ前項ノ期限ニ

拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得
遺失物法第六條ノ規定ハ第二項ノ報勞金ノ請求ニ第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ハ前項ノ公売ニ付之ヲ準用ス
第九十三條中「搜索」の下に「差押」を加ふる
第九十四條中「若ハ科料」を削る
第九十八條第一項中「第七十四條、第七十五條、第七十六條又ハ第七十七條ノ二」を「第七十四條乃至第七十六條ノ二」に、「百分ノ十」を「百分ノ二十」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條に次の二項を加ふる
第七十四條乃至第七十六條ノ二ノ違反嫌疑ノ物件ヲ税關官署、警察官署又ハ市町村長ニ差出シタル者アル場合ニ於テ其ノ物件庫庫ニ歸屬スルニ至リタルトキハ其ノ物件ノ原価ノ百分ノ二十以下ニ相當スル金額ヲ報償金トシテ交付スルコトヲ得但シ報償金ノ金額ハ五十万円ヲ超ユルコトヲ得ズ
前項ノ規定ハ同項ニ規定スル物件ガ不法ノ行為ニ因リ拾得シタル物件又ハ公務員ノ職務上拾得シタル物件ナルトキハ之ヲ適用セズ
第一百一條ノ二に次の二項を加ふる
税關官吏ハ關稅定率法第九條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ヲ使用スル製造場又ハ其ノ藏置場ニ就キ原料品、製造品、副産物、製造用器具機械又ハ此等ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得
税關官吏ハ關稅定率法第十條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受

ケタル物品ヲ使用スル工場又ハ其ノ藏置場ニ就キ當該物品又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ検査スルコトヲ得
第一百一條ノ七及び第一百一條ノ八を次のように改める
第一百一條ノ七 税關ハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税關ノ執務時間外ニ於テ税關長ノ特許ヲ受ケタル者ニ對シ臨時開庁ヲ為スモノトス
第一百一條ノ八 税關長ハ私設ノ保税地域及第一百一條ノ二第三項ニ規定スル場所ニ税關官吏ヲ派出スベシ
第一百一條ノ九 關稅定率法第十條第二項ノ承認ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ派出ヲ要スル税關官吏ノ數及派出期間ヲ基準トシ政令ヲ以テ定ムル額ノ派出手数料ヲ納付スベシ
第一百一條ノ十 第十七條、第十八條第一項、第二十六條、第二十九條ノ二、第三十一條ノ二又ハ第一百一條ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ特許手数料ヲ納付スベシ
前項ノ特許手数料ノ額ハ第十七條、第二十六條又ハ第一百一條ノ七ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ日曜日、休日並ニ日曜日及休日以外ノ日ノ税關ノ執務時間外ニ於テ執務シタル時間ヲ基準トシ第十八條第一項ノ特許ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ外國貿易船ノ純屯數ヲ基準トシ第二十九條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ前條ノ規定ニ準ジ

第三十一條ノ二ノ特許ヲ受ケタル者ノ納付スベキ手数料ニ在リテハ検査ニ要シタル時間ヲ基準トシ之ヲ定ムルモノトス
第一百一條ノ十一 税關職員ノ服制ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
別表港名ノ欄中「伏木東岩瀬」を「伏木富山」に、「夷」を「阿津」に改める
附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する
たばこ専売法の一部を改正する法律案
たばこ専売法の一部を改正する法律案
たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百十一号)の一部を次のように改正する
目次中「第二十六條」を「第二十六條の五」に改める
第八條第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條に第二項として次の一項を加ふる
2 收穫した葉たばこを農薬の原料に供する目的をもつたばこを耕作しようとする者は、前項の規定による申請の際、その目的及びその收穫した葉たばこを原料として農薬を製造する者を明らかにしなければならない
第十二條第三項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める
第二十三條第一項中「藏置場又は公社の定める納付場所」を「藏置場、

公社の定める納付場所又は葉たばこを原料として農薬を製造する場所」に改める
第二十六條第二項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める
第二章中第二十六條の次に次の四條を加ふる
（農薬用たばこ耕作者の届出義務）
第二十六條の二 收穫した葉たばこを農薬の原料に供する目的をもつて第八條第一項の許可を受けてたばこを耕作する者(以下「農薬用たばこ耕作者」という。)は、その收穫した葉たばこの量目、並びに葉たばこを原料として農薬を製造する者(以下「農薬製造者」という。)に譲り渡した葉たばこの量目、その譲り渡した日及びその譲渡を受けた者を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならない
（農薬用たばこの用途変更）
第二十六條の三 農薬用たばこ耕作者は、その收穫した葉たばこを農薬の原料以外の用途に供しようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない
（農薬製造者の農薬製造場所の届出の義務）
第二十六條の四 農薬製造者は、その葉たばこを原料として農薬を製造する場所及びその葉たばこの藏置場所を、公社の指示するところにより、公社に届け出なければならない。その場所を変更しようとするときも同様とする
2 農薬製造者は、公社の定めるところにより、帳簿を作製し、農薬

の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない
3 農薬製造者は、農薬の製造を休止し、又は廃止したときは、現存する葉たばこについて、公社の指示するところにより、廢棄その他の処理をしなければならない
（農薬用たばこ耕作者等に関する規定の適用除外）
第二十六條の五 第五條、第十八條及び第十九條の規定(第二十六條第二項において準用する場合を含む。)並びに第二十條、第二十一條及び第二十四條の規定は、農薬用たばこ耕作者又はその耕作したたばこ若しくはその收穫した葉たばこには適用しない
第四十一條の次に次の一條を加ふる
（災害補償）
第四十一條の二 一又は二以上の都道府県の全部又は一部にわたる風害、水害その他の天災に因り多數の小売人が所有する製造たばこを滅失したときは、公社は、その小売人に対し、その滅失した製造たばこの品種別數量の二分の一に相當する數量の範圍内で、製造たばこの交付に關しあらかじめ公社が大蔵大臣の認可を受けて定める基準に従い、製造たばこを交付することができる
2 公社は、前項の規定により交付すべき製造たばこがその製造の廃止その他止むを得ない事由に因り交付することができないときは、その製造たばこの価額に相當する価額の他の品種の製造たばこを交付することができる

第六十五條の次に次の一條を加える。

(包装の製造等の制限)

第六十五條の二 製造たばこの包装(製造たばこの包装に使用する目的をもつて印刷された紙を含む。以下本條、第六十九條第一項及び第七十五條第一項において同じ。)を製造しようとする者又は営業の目的をもつて製造たばこの包装を所持し、譲り渡し、若しくは譲り受けようとする者は、公社の許可を受けなければならない。但し、公社の委託を受けた者については、この限りでない。

第六十九條第一項中「巻紙、」の下に「製造たばこの包装、」を加え、同項第二号中「巻紙製造者、」の下に「製造たばこの包装の製造者、農業製造者、」を加える。

第七十一條第一号中「第十二條第一項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。)」の下に「第六十六條の三、」を、「第六十五條第一項、」の下に「第六十五條の二、」を加える。

第七十三條第一号中「第十六條、」の下に「第二十六條の四第三項、」を加える。

第七十四條第三号中「第三十六條第一項」を「第二十六條の四第二項、第三十六條第一項」に改め、同條第四号中「第三十六條第二項」を「第二十六條の二、第二十六條の四第一項、第三十六條第二項」に改める。

第七十五條第一項中「巻紙、」の下に「製造たばこの包装、」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○西川政府委員 ただいま議題となりました復興金融庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。今回改正しようとしたしますおもな点は次の四点であります。

その第一点は、復興金融庫の国庫納付金は、収益勘定からのものと資本勘定からのものと二本建となつておりまして、その債権を保全するための費用につきましては、従来収益勘定で経理されておりました。が、この費用のうち本来債務者の負担すべきものは、債権保全費用立替金として資本勘定で経理するのが適當でありますので、今回これを資本勘定からの国庫納付金の計算に算入することとしようとする点であります。

第二点は、復興金融庫が引受けた農林債券の償還金につきましては、従来その国庫納付に関する規定が設けられていなかったものでありますが、これを昭和二十六年度において国庫に納付せしめ、その納付額に相当する金額の減資を行おうとする点であります。

第三点は、復興金融庫が融通した資金で、代物弁済として公社債を受入れることにより回収したものがあつた場合には、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を、国庫に納付せしめようとする点であります。

第四点は、昭和二十五年年度の国庫納付金につきまして、その納付のための支出予算額が、その納付すべき額に對して不足いたしました場合には、その不足額を昭和二十六年度において納付せしめることとしようとする点であります。

次に關稅法の一部を改正する法律案について、提出の理由を御説明申し上げます。今回改正しようとしたしますおもな点は次の五点であります。

その第一点は、關稅法は、戰時中行政簡素化の趣旨により、外國貿易船、輸出業者に対する許可、認可事項を極力廢止したのでありますが、近時の外國貿易の正常化に伴ひまして、必要最小限度の取締り規定を復活することとした。

第二点として、關稅の執務時間外の臨時開庁等には、従来、勅令または省令をもつて手数料を徴収してゐたのでありますが、財政法の規定の趣旨にかんがみ、これを法律に規定することとした。

第三点としては、外國貿易の伸展並びに關稅率の全面的改正に即応いたしまして、關稅の賦課に關して不服のある輸入業者の利益を保護するため、關稅訴訟審査制度を整備することにいたしました。

第四の点としては、近時密貿易の方法はきわめて巧妙になつておりまして、犯罪者は往々犯罪物件を海中に投下する等の方法をとつており、犯罪物件が漂流物または遺失物として拾得される場合が多いので、これらの物件を拾得した者は、税關または警察に差出さなければならぬこととする等、水

難救護法及び遺失物法の特例を設けることとした。

第五の点としては、密貿易者の檢査に重要な役割を果している第三者通報制度の一層の活用をはかるため、報告者に対する報償金を増額することとした。

その他港域法の改正に伴ひまして、別表で規定しております開港の港名等について、所要の改正をいたそうとするものであります。

次はたばこ專賣法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず第一点は、農業用タバコに関する特例を設けたことでありまして、農業用葉タバコは、日本專賣公社においてその收納を行わないこととし、他方これらの葉タバコも、製造タバコの原料として用いることもできるので、右の措置に應じ、たばこ專賣法違反事件の取締り上適正な運用を定め、所要の規定を整備いたしましたこととさせていただきます。

次に、第二点として製造タバコに対する災害補償の規定を整備いたしましたこととあります。製造タバコの小売人は、日本專賣公社の指示するところに従ひ、一定の製造タバコの品種別手持數量を、常備しなければならぬ義務がございますが、日本專賣公社の責めに帰すべき事由、または不可抗力によりつて小売人が所持する製造タバコが、品質の惡劣、包装の汚染等、販売に不適当となつた場合には、現行法では引きかへ制度によつて救済することとなつております。しかし、天災によつて小売人の製造タバコが滅失いたしました場合には、小売人は、手元に引きか

えるべき製造タバコがないわけでございますから、このような場合には、その滅失した製造タバコの二分の一度までは、補償することができ、これを設けることとした次第でございます。

最後に製造タバコの包装の製造等の許可制について御説明申し上げます。たばこ專賣法違反事件の取締りの必要上、新たに包装の製造または營業の目的を持った所持、譲渡、販売等について、日本專賣公社の許可を要することとした次第でございます。

以上がこの三法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○農林委員長代理 次に農林漁業資金融通特別會計法案、外國為替資金特別會計法案、緊要物資輸入基金特別會計法案、保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案、關稅法の一部を改正する法律案を一括議題といたしました。前会に引續き質疑を継続いたします。三宅君。

○三宅(則)委員 私が本委員会において質疑をいたしたいと思ひます。事柄は、沖繩のわゆる琉球であります。琉球が、この地はかつては日本の領土でありましたし、砂糖でありますとか、あるいはいしやちゆうでありますとか、その他の物資、大島つむぎ等も日本内地によく入つて来ておつたのです。ところが今日はそういうわけには参りませんから、昨年の議會におきまして、大島つむぎ等につきましては特に輸入税を免除する、こういうことを言つて

かをお伺いしたいと思ひます。

○平田政府委員　お話のような点は、関稅定率法の率を審議する際におきまして、私ども十分慎重審議したいといふのでありまして、今回提案しましたような関稅率でございますれば、お話になるような心配はないものと私も確信いたしております。世界的な傾向等も十分見まして、單に国内の事情のみならず、世界の關稅率の動向、あるいはガットとかITO等の精神に照して、妥當な關稅率を盛るとすることにございまして、相當こまかく審議いたしておりますので、お話のような懸念はないものと私も確信をいたしておる次第であります。

○宮腰委員　重油の輸入並びに原油の輸入の問題ですが、これなども国内では約一割ぐらいの生産で、九割を外国から買つて来なければならぬ。そういう場合に一割關稅などというものではなくては、保護關稅に近いものじやないかと思ふのです。これはわれ／＼はどうしても無稅にすべきであると思ふのです。今日の産業界復興のために必要であるところの資材を、もつとよりよく輸入する意味において、一〇％の税をかけるということは不当に思ふのですが、局長はどういうお考えでありますか。

○平田政府委員　石油類の關稅率の問題につきましては、先般の合同審査會で大分詳しくお話が出まして、意見を申し上げておいたのでございますが、

政府の原案の趣旨をいたしましては、基本的にはやはりわが国の原油資源を保護し、さらに拡張をはかり増産をはかるというこの政策は、わが国にとりましてきわめて重要なことである。一割というように非常に少い割合であるので、その必要はないじやないかという御議論もあつたのでございますが、しかしわが国に一の原油が産するが産しないか、しかもそれが将来ある程度伸びる可能性があるかどうか、これは日本の石油業界と申しますか、石油の地位を高めると申しますか、国際的な取引の中におきまして、それを確保するゆえんであるということとは、関税率審議会等におきましても多くの有識者の意見でございます。従いまして石油資源をできるだけ保護し、さらに将来拡大するという必要性につきましても、大体におきまして異論がないように、私も承知いたしておるのであります。ただ問題は、それを関税によつてどの程度保護するか。あるいは関税によらないで助成金等の方法で保護するのがいいか。この点につきましても、率直に言ひましても、意見のわかれるところでありまして、今の時世から申しますと、助成金ばかりにたよるわけにも行かない。しからばいつて関税率だけによつて保護するといふことは、他の産業に及ぼす影響等からできない。そういう点から考えましても、比較的低い一〇%の課税にしまして、助成金も補助助成金はある程度一億数千万円出すことになつております。両々相まちまして石油資源の開発増産等に資するようにしたい。これが原案の趣旨でございます。ただ問題は、最近いろいろ事情がございまし

て、運賃等の関係で、外国の石油が必ずしも国内の石油よりも安くはない、こういう事情が現在のところ、ごく短期の状況を見ますと若干出ているようでございます。しかしこれも私も長期にわたつて見ますと、日本の石油産業は外国の石油産業に比べまして、採算上あるいは経営上有利だということはいふ得ないと思つておるものであります。やはり若干長期な目をもつて見ますれば、この程度の関税率を設けて石油産業を保護して行くということは、わが国の基本政策として重要なことではないか、かように考へております。従いましてごく短期の事情と、やや長期にわたります関税率政策、その点はよくかみわけて、適切な判断を下さるべきものではないか、かように考へておる次第でございます。

○宮腰委員 それからバルブの輸入の五%の課税でございますが、ごく最近繊維会社あたりは、盛んに北海道、東北のぶな材の買収にかかつていまして、以前は石当りせいゝ五、六百元であつたものが、今では二千元を突破する状態でありまして、それがために各会社は争つてこのぶな山を買収するの、各町村に非常な影響を来しております。もしもこの繊維業者が濫伐するようなことがあれば、治山治水も大きな問題であります。今日土地改良費が思うようにできないという時代に、また濫伐の結果、治山治水上に大きな問題を投げかけることになるのであります。私はこのバルブの輸入の問題も、どうせ外国へ出す品物が多いのでありますから、バルブの五割も無税にすべきではないかと考へるのであります。いかがでありますか。

〔奥村委員長代理退席、小山委員長代理着席〕

○平田政府委員 バルブの関税率につきましては、議論したところでございます。結局一番低い五%の関税率にすることに結着いたしたわけでございますが、その基本的な考え方としては、日本の今のバルブ産業は、現在のところ相当収益を上げておりました。どちらかというところ好況でありまして、しかし長い目で見て、世界のバルブ状態の中における日本のバルブ工業の地位というのを考えますと、やはり将来相当保護を要する産業ではないか。今お話のような点は、むしろそのほかの方法でそれ／＼適当な措置を考へるにいたしまして、基本的な考え方といたしましては、やはりバルブ産業のできる限りの自給という方向に將來向つて行くのが、正しい行き方ではないかという点から、この関税率を設定することにいたしましたのであります。ただ御指摘の通り、現在は緊急に保護しなければならぬかと申しますと、必ずしもそうでもない。そういう点を考へまして、関税率といたしましては最低の五%という税率、これによりますれば他産業等に及ぼす影響も軽減でございます。しかも政府といたしまして、バルブ産業の保護という点を考へるという意味におきまして、相当な効果があるという点を考へておる次第でございます。そのような意味において五%の関税率を原案として作成いたしておる次第でございます。

○宮腰委員 もう一点お尋ねしたいのですが、ごく最近、どういふ方面から流れて来るのかわかりませんが、進駐軍の菓子類が町に氾濫しております。

それで大きな業者からは、こういうような無制限な放出では困るという陳情もあります。現在露店あたりで、アメリカの菓子を盛んに売つておりますが、あれはどういう理由であらうか。うに放出されているのか。当初私らがこの委員会でもつたときには、あれは臨時措置で、手持品を処理すればなくなるというお話であつたのですが、今もつて盛んに全国的な販売方法を講じて、系統立つた問屋が何かできておるようであります。私はあれはおそらく脱税によつて動いているものではないかと思つたのですが、局長さんはこれをお調べになつたことがあるかどうか。

○木村説明員 お答えします。現在町に氾濫しておりますアメリカの物資につきましては、大体の流れ経路をいたしましては、PX、QXという軍の施設から兵隊さん連中が買取りまして、それをただでやるか、あるいは横に流すかというものがございまして、それからまた第二の経路といたしましては、OSSとかあるいはSS、いわゆる外人商社、あるいは明治屋のように外国産品を販売しております店から、外人等が購入いたしまして、それを流すという品物もございまして、それから第三には、以前大量にありましたように、PXの商品でもつて不要になつたものを、大量に拂下げるといふような場合がございまして、それから第四といたしましては、たとえば英海軍が、手持ちのウイスキーとかあるいは菓子とかいうようなものを拂下げられる場合もございまして、それが現在こういう拂下げをどういふふう防止しておるか申しますと、第

一は、そういう正規の拂下げの場合には、ただちに業者に直接に拂下げるといふことでなく、通産省のルートを通して拂下げていただきたいというような懇請をしたことがございます。それからまた経済調査庁あるいは税関において、そういう販売しておる店をいろいろ調査したこともございます。しかしながらこれは国際的に非常に微妙な関係にございまして、そういう物品が自由に買われて、それを売るといふことをとめるということは、ちよつと現在の状態では困難でありまして、買受人を処罰するという規定は現在ございしません。もしSSとかOSSとかいふような商社が、日本人に売りさばいたという場合におきましては、指定生活物資配給規則という規則に触れまして、それを処罰することができるとございまして、それだけではなくて、それを軍なりあるいは外人が買取りまして、それを流したという場合におきましては、これを処罰するという規定がございしません。従いまして徹底的な取締りは、現下の状態のもとでは非常に困難なことになつております。

○宮腰委員 これはタバコの場合であります。タバコなんかは持つてると、さつそくMPが来てつかまえて処罰される場合が多いのであります。タバコ収入は国家の財政収入を守るといふことで必要でございまして、お菓子の場合でもMPの取締りをやるものかどうか。その点を伺いたい。

○木村説明員 タバコの場合におきましても、現在御承知のように相当横流し品が氾濫しております。これが、菓子類につきましてもこれをどこまで取締るか。また徹底的に取締るた

めには、先ほど申し上げましたように、商社が流すのでなければ、買つて横流しをする人を徹底的に取締る必要があるのではないかと、これができないという事になりますと、どうしても徹底的な取締りはまずできない。従いまして現在取締つております範囲は、商社自体がやみ流しをするというこの点については、相当嚴重な取締りができておりますけれども、今申し上げたような前の場合におきましては、やはりどうしても取締りが徹底的にはできないということになって、おります。

○富澤委員 それからもう一点お伺いしたいのは、第三国人が外国へ輸出するといつて、特別な安い価格で配給を受けて、それを国内に売却して不当なもうけをしている人があるようであります。惡徳な業者がそういう外人と組んで、安く買つて、ただちに日本の国内に売却するといふ事実があります。これなども相当嚴重に取締らなければ、日本の産業界に大きな影響を与えるのではないかと、思います。そういう事例がたくさんありますが、こういう事件について取締りをやつたことがありますか。

○木村説明員 お尋ねの外国へ輸出するために安く買つてそれを国内へ流すというお話は、第一の点は、外国へ輸出するものだから物品税を免れられたけれども、事実国内へ流れるということがあるが、まず第一に考えられますが、終戦当初から昭和二十三年の終りか四年のころまでは、そういう例が相当あつたのでありますけれども、現在におきましては税関における船積みの確認証を持つて行かなければ、最後の免税は税務署で受けられないという建前に、嚴重になつて来ましたので、この点は現在問題がなからうかと存じます。

第二の点といたしましては、これは外国へ輸出するから特に安く仕入れられるというのには、私ちよつと意味がわからないのであります。そういう例が事実あるかどうか。今のところちよつと私の記憶では、そういう例はないと思つております。

○富澤委員 最後に一点お願いしてありますが、横浜の税関長から、われわれが視察した後にも、特に注意をされておつた点があります。それはあの棧橋にある倉庫が税関の行政上非常によやまになるから、国会あたりでも積極的にあれをとりはずすなり買収するなり、方法を講じてもらいたいといふことです。おそらく常識から言つてもそうだろうと思つて、税関と棧橋の間にある倉庫を許可するといふことは、どういふ關係で許可したかわかりませんが、あれは政府で買収して、適當なところへあの倉庫を建ててあげるというところが合理的ではないかと思つて、これは税関長初め、あそこにおられる職員すべての人が反対しておられる状態です。この点について特に研究の上御返答願ひたいと思つております。

○木村説明員 多分今のお話は、横浜税関の南棧橋の根っこにありますが、倉庫のことだろうと思つて、あれが建ちます当初からわれわれも反対しておつたのであります。おそらくあつたところへ倉庫を建てるといふことは、非常な異例でございまして、しかもあつた鉄筋コンクリートの永久的な建造物をあつたところへ建てると

いうことは、ほかの港ではあまり考えられないこととあります。それで建つ前に相当われわれも反対いたしましたし、また大蔵省の当時の国有財産部、現在の管財局でございまして、あたりからも局長がおいでになつて、海運局といふ、折衝を願ひまゐり、簡単な仮建築の上屋ならばともかくとして、永久的なものは建てないやうにといふお話があつたのであります。その話があつたときは、すでに海運局と横浜埠頭株式会社との間に、一時使用の契約が締結されておつたといふ話で、その後そういう忠告を無視いたしまして、そこへ強行して倉庫を建ててしまつたわけでありまして、それで現在となつて、税関の現在の建物に非常な手狭でありまして、四箇所にわかれております。なお検査所の建物もございまして、それで税関と検査所と合同の庁舎をそこへ建てて、どうも検査所あたりにも、船が入つて参りますと一番に外国船にかけつけなければなりませんので、どうしても港の先に庁舎を持つ必要がありまして、この意味におきまして合同庁舎を建てたい。ところがそこにある倉庫を取拂うといふことにつきましては相当問題がございまして、非常に目下のところ困つておるやうな次第でござい

す。

○大上委員 政府当局にひとつお尋ねしたいことがあります。委員長より、あるいはまた各委員からいろいろ政府当局に希望を述べております。ところが本日また新しく法案が提出せられた。会期もごらんを通り切迫しておる。特にわれわれもいたしまして勉強して行かなければならぬのは、大蔵省

におきましては、たとえば租税の問題であると、各国税庁なり国税局、税務署を通じて資料は寄つてしまふ。われわれ議員は真剣に取組んで、真剣に勉強して行くためには、相当時間をもらわなければならぬ。資料がないにもかかわらずこんなものを新しく出して来られた。しかも大蔵委員会にかかるとは予算と非常に関連性があるものが多い。政府は一体どう考へておられますか。まず政務次官のお考えを伺ひたい。

○西川政府委員 先般西村委員並びに委員長から御忠告もありまして、各法案を出しまして、その審査に入る以前にその法律案の提案説明以外に、具体的に説明を申し上げようといふこととして、各政府委員の方によく申し伝えまして、それ以後やつておるはずでございまして。ただ法案がこういうやうにたくさん参りますと、実際大上委員のおつしやる通り審査もできませんので、参考資料としてなるべく整えて提出するようにいたしたいと思つておるのであります。事実そういう欠陥がございまして、はなはだ困る点もございまして、十分その点は資料なども集めまして、御期待に沿うやうにいたしたいと思ひます。

○富澤委員 法律案の審議を急ぐ意味において、一つだけ伺つておきます。保税倉庫法及び保税工場法の一部改正及び関税法の改正と関連いたしまして、一点重要なことをお伺ひたいしておきます。それは御承知のように自由貿易に返りまして、貿易も躍進して参りまして、特にすばらしい国際経済の盛衰期となり、ただいまでは特需の上は新特需、具体的に申せば日米経済協

力の一環といたしまして、アメリカの民間業者から日本の民間業者への発注がある。こういうやうな事態が予想され、そういう原料資源等もあるいはプールのな操作も起るのでなからうか、こういう事態であります。そこで貿易の態勢につきましても、いろいろの変更があると同時に、その具体的な方法についてもかなりの変更が予想されます。関税の問題としてこれを考へました場合において、かなり港におきましての加工貿易、国内におきましての加工貿易といふことはしばらく別として、保税倉庫を介在いたしましての加工貿易、こういうものが起つて来るであろう。すなわち自由港とあるいは自由貿易地帯とか、こういうものを考へて行かなければならぬと思ひますが、自由貿易地帯の設定とか自由港の問題とかにつきましても、大蔵省当局として、ただいまの御構想はどんなふうにお進めになつておりますか。この点をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 お話の自由貿易地帯と申しますか、そういう地帯を税関地域に設けて、自由貿易、中継ぎ貿易の促進をはかるようにしたらどうかといふことにつきましては、これは昨年以来大分問題になりまして、研究して見たことも実は率直に申しましてあるでございまして。大蔵省としましては、こういう制限を設けてやるならば、あるいはやつてもいいのじやないかといふところまで、研究が進んだこともあるでございまして、その後さらにいろいろ検討いたしました結果といたしましては、今すぐ実行に移すのは少し早からう。もう少し、今御指摘

になりました保税倉庫法、保税工場法等の活用をうまくやりますれば、それによりましても相当目的を達成する事ができるのではないかと、そういうような点を考えまして、そのような地帯を制度として新たに設けることにつきましては、現在のところまだその方がよい、そうしなければならぬという具体的な結論にまでは到達いたしておりません。しかしこの問題は御指摘の通りに、相当今後の日本貿易の発展に関連しました重要問題の一つであると考えておりますので、保税倉庫法、保税工場法等の運用の実際等にもらみ合せまして、今後におきましても十分検討して参りたい、かように考えておる次第であります。

○宮橋委員 大蔵省もすでに相当程度御研究なさつたようでありますので、その点は一応けつこうな事だと存じます。おそろく将来の貿易の状況から参りますと、包装がえとか、あるいは内容を詰めかえるとか、あるいは一部の物をとりかえまして入れるとかいう場合に、やはり関税をくぐつて参ります物としからざる物と、いろいろな區別があると思ひまして、どうしても将来の趨勢としましては、税関地帯に自由貿易の地帯——自由貿易港等までは私どもは考えておりませんが、そういう一つのゾーンを設けるということは必至になるのではなからうか。私は今後とも、もちろん現在あります保税倉庫法あるいは保税工場法等の運用と活用によりまして、こういう自由貿易地帯というふうなものは広くない方がよいのでありまして、きわめて縮小されたものでよろしいのでありますが、もし現行法の改正等によりまして補足

できない面がありましたならば、ぜひ御考慮願ひまして、日本の貿易の円滑化をはかりますために、今後とも御努力をいただきたいことを、この法案の審議に関連いたしまして、希望として申し上げておきます。

○小山委員長代理 午前中はこれをもつて休憩いたします。午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十八分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕

第十回 衆議院大蔵委員會議録第三十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

四二 第十四條に次の見出しを加える
三二 行頭を一字下げる
三七 行頭を二字下げる
（支出未済額の繰越）